

札幌市都市公園の維持管理に関する協定書の改定協定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市都市公園条例（昭和32年条例第3号）第29条第1項の規定に基づき、札幌市（以下「甲」という。）と北のふるさとNグループ（以下「乙」という。）において令和6年3月6日付けで締結した丘珠空港緑地、美香保公園及び伏古公園に係る札幌市都市公園の維持管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）及び改定協定書に関し、甲と乙は、原協定書第18条第4項及び第37条の規定に基づき、次のとおり改定協定を締結する。

第1条 原協定書第18条第4項の規定に基づき、施設の改修工事に伴う一部有料公園施設の利用中止により、令和7年度の当初想定していた利用料金収入を下回ることから、管理費用の補填分として「67,000円」を増額させることとし、原協定書第18条第1項中のうち、令和7年3月13日付け改定協定書で「金508,500,000円」を「金507,604,778円」に改定したものを「金507,671,778円」に改める。

第2条 改定協定を行った原協定書第18条第2項の表を次のとおり改める。

回数	請求時期	支払金額（消費税及び地方消費税を含む。）				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
1回目	7月	30,510,000円	30,510,000円	30,510,000円	30,510,000円	30,510,000円
2回目	10月	30,510,000円	30,510,000円	30,510,000円	30,510,000円	30,510,000円
3回目	1月	30,510,000円	30,510,000円	30,510,000円	30,510,000円	30,510,000円
4回目	4月	10,170,000円	9,341,778円	10,170,000円	10,170,000円	10,170,000円
合計	—	101,700,000円	100,871,778円	101,700,000円	101,700,000円	101,700,000円

第3条 この協定は、締結日から適用するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和7年7月30日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市

代表者 市長 秋元 克広

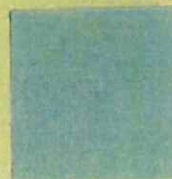


(乙) 札幌市北区篠路3条7丁目5番14号

北のふるさとNグループ

代表者 マルミプラス株式会社

代表取締役 刈田 晋



札幌市都市公園の維持管理に関する協定書の改定協定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市都市公園条例（昭和32年条例第3号）第29条第1項の規定に基づき、札幌市（以下「甲」という。）と北のふるさとNグループ（以下「乙」という。）において令和6年3月6日付けで締結した丘珠空港緑地、美香保公園及び伏古公園に係る札幌市都市公園の維持管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）及び令和7年7月30日付けで締結した改定協定書（以下「改定協定書」という。）に関し、甲と乙は、原協定書第18条第4項及び第37条の規定に基づき、次のとおり改定協定を締結する。

第1条 令和7年度における乙の利用料金収入の額と管理費用の額の合計額が、管理に必要な経費の総額を下回ったため、改定協定書により加えられた原協定書第18条第7項の規定に基づき、甲は乙に対し、同条同項に定める補填上限額（895,222円）の範囲内で、895,222円を支払うものとする。

第2条 札幌市都市公園条例の一部改正により、使用料の額が変更となった趣旨を踏まえ、原協定書第18条第4項及び改定協定書第1条の規定に基づき、甲が乙に支払う令和8年度の管理費用を「895,222円」減額させることとし、改定協定を行った原協定書第18条第1項中「金507,671,778円」を「金506,776,556円」に改める。なお、令和9年度以降の管理費用については、令和8年度の利用料金収入の額を踏まえ、別途協議を行うこととする。

第3条 改定協定を行った原協定書第18条第2項の表を次のとおり改める。

回数	請求 時期	支払金額（消費税及び地方消費税を含む。）				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
1回目	7月	30,510,000円	30,510,000円	30,510,000円	30,510,000円	30,510,000円
2回目	10月	30,510,000円	30,510,000円	30,510,000円	30,510,000円	30,510,000円
3回目	1月	30,510,000円	30,510,000円	30,510,000円	30,510,000円	30,510,000円
4回目	4月	10,170,000円	9,341,778円	9,274,778円	10,170,000円	10,170,000円
合計	—	101,700,000円	100,871,778円	100,804,778円	101,700,000円	101,700,000円

第4条 原協定書第18条に、次の1項を加える。

8 令和8年度につき、乙の利用料金収入の額と管理費用の額の合計額が次の表に示す当該年度の管理に必要な経費の総額を下回ったときは、甲は、同表に示す当該年度の補填上限額の範囲内で、第1項及び第2項の規定により乙に支払う管理費用とは別に、その下回る額を当該管理費用の補填として支払うものとする。

年度	令和8年度
管理に必要な経費の総額	112,571,000円
補填上限額	895,222円

第5条 この協定は、締結日から適用するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和8年3月27日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広

(乙) 札幌市北区篠路3条7丁目5番14号
北のふるさとNグループ
代表者 マルミプラス株式
代表取締役 荻田 晋